

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	※目次は省略	※目次は省略	
	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>また、国、県及び市は令和元年からわずか2年の間に、同じ地区に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や、内水状況の把握を進めていく。</p> <p>国、県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び市は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>また、国、県及び市は令和元年からわずか2年の間に、同じ地区に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や、内水状況の把握を進めていく。</p> <p>国、県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び市は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p>	
11	<p>県及び市は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ</u>、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行うものとする。さらに、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>県及び市は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等</u>について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p><u>県及び市町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p>	国基本計画に準じた修正
14	<p>第1項 保全施設の整備</p> <p>1 地盤災害防止施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害のソフト対策</p> <p>ア 基礎調査</p> <p>県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、<u>土砂災害警戒区域等に相当する範</u> <u>を示した図面</u>を公表するものとする。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p><u>県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から市民の生命及び身体を保護する</u></p>	<p>第1項 保全施設の整備</p> <p>1 地盤災害防止施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害のソフト対策</p> <p>ア 基礎調査</p> <p>県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、<u>その結果</u>を公表するものとする。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p><u>県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を</u></p>	法律の条文を踏まえた修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

<p>15</p>	<p><u>ために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、市長の意見を聴いて、土砂災害により市民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により市民等に著しい危害生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講じるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 警戒避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域等</p> <p><u>土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 災害危険住宅等の移転対策の推進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害危険区域内の規制</p> <p>(略)</p> <p><土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条></p> <p>住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった<u>要援護者関連施設</u>の建築のための開発行為を行う場合は、土砂災害を防止するための対策工事を実施する必要がある、その計画が政令で定める技術的基準に従っていること。</p> <p>特別警戒区域（レッドゾーン）では、分譲住宅や業務の用に供する施設（自社店舗、社会福祉施設、貸店舗等）の建築のための開発行為については、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと判断した場合に限って許可される。</p> <p>(略)</p> <p>第2項 公共施設、交通施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 交通・通信施設</p> <p>(略)</p> <p>(3) 港湾・漁港</p> <p>港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。</p> <p>港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</p> <p>また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域及び海上施設周辺海域に面する港湾道路において、船舶の走錨等による事故を未然に防止するため、必要に応じて、防波堤及び防衝工の整備を行うものとする。</p> <p>なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者情報共有することにより連携を強化するものとする。</p>	<p><u>防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域で一定の開発行為の制限等をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として、市長の意見を聞いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講じるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 警戒避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域等</p> <p><u>土砂災害警戒区域等について周知を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 災害危険住宅等の移転対策の推進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害危険区域内の規制</p> <p>(略)</p> <p><土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条></p> <p>住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった<u>要配慮者利用施設</u>の建築のための開発行為を行う場合は、土砂災害を防止するための対策工事を実施する必要がある、その計画が政令で定める技術的基準に従っていること。</p> <p>特別警戒区域（レッドゾーン）では、分譲住宅や業務の用に供する施設（自社店舗、社会福祉施設、貸店舗等）の建築のための開発行為については、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと判断した場合に限って許可される。</p> <p>(略)</p> <p>第2項 公共施設、交通施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 交通・通信施設</p> <p>(略)</p> <p>(3) 港湾・漁港</p> <p>港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。</p> <p>港湾管理者は、近年の高波災害や<u>気候変動</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。<u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u></p> <p>また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域及び海上施設周辺海域に面する港湾道路において、船舶の走錨等による事故を未然に防止するため、必要に応じて、防波堤及び防衝工の整備を行うものとする。</p> <p>なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者情報共有する</p>	<p>表現の修正</p> <p>用語の修正</p> <p>国基本計画に準じた修正</p>
<p>16</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>22</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

24	<p>第3項 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>佐賀東部水道企業団、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支店、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）、佐賀ガス株式会社</p> <p>市（政策推進対策部、経済対策部、環境対策部、上下水道事業対策部）</p> <p>（略）</p> <p>3 工業用水道施設 （略）</p> <p>佐賀市工業用水道事業 給水先一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給水先企業</th> <th style="text-align: center;">基本使用水量</th> <th style="text-align: center;">郵便番号</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三菱ガス化学株式会社 佐賀製造所</td> <td style="text-align: center;">120 m³/日</td> <td style="text-align: center;">840-0512</td> <td>佐賀市富士町上熊川 681 番地 45</td> <td>TEL 64-2400 FAX 64-2402</td> </tr> <tr> <td>岩谷瓦斯株式会社 佐賀工場</td> <td style="text-align: center;">100.8 m³/日</td> <td style="text-align: center;">840-0512</td> <td>佐賀市富士町上熊川 681 番地 41</td> <td>TEL 64-2411 FAX 64-2412</td> </tr> <tr> <td>株式会社フ^oルス^oホ^o・ミロン 九州工場</td> <td style="text-align: center;">100 m³/日</td> <td style="text-align: center;">840-0512</td> <td>佐賀市富士町上熊川 690 番地 20</td> <td>TEL 64-2341 FAX 64-2110</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">320.8 m³/日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 （略）</p> <p>第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化 （略）</p> <p>4 受援計画の策定</p> <p>各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当</p>	給水先企業	基本使用水量	郵便番号	所在地	電 話	三菱ガス化学株式会社 佐賀製造所	120 m ³ /日	840-0512	佐賀市富士町上熊川 681 番地 45	TEL 64-2400 FAX 64-2402	岩谷瓦斯株式会社 佐賀工場	100.8 m ³ /日	840-0512	佐賀市富士町上熊川 681 番地 41	TEL 64-2411 FAX 64-2412	株式会社フ ^o ルス ^o ホ ^o ・ミロン 九州工場	100 m ³ /日	840-0512	佐賀市富士町上熊川 690 番地 20	TEL 64-2341 FAX 64-2110	合 計	320.8 m ³ /日				<p style="text-align: center;">ことにより連携を強化するものとする。</p> <p>第3項 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>佐賀東部水道企業団、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支社、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）、佐賀ガス株式会社</p> <p>市（政策推進対策部、経済対策部、環境対策部、上下水道事業対策部）</p> <p>（略）</p> <p>3 工業用水道施設 （略）</p> <p>（略）</p> <p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 （略）</p> <p>第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化 （略）</p> <p>4 受援計画の策定</p> <p>各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当</p>	<p>事業所名の修正</p> <p>表現の修正</p>
給水先企業	基本使用水量	郵便番号	所在地	電 話																								
三菱ガス化学株式会社 佐賀製造所	120 m ³ /日	840-0512	佐賀市富士町上熊川 681 番地 45	TEL 64-2400 FAX 64-2402																								
岩谷瓦斯株式会社 佐賀工場	100.8 m ³ /日	840-0512	佐賀市富士町上熊川 681 番地 41	TEL 64-2411 FAX 64-2412																								
株式会社フ ^o ルス ^o ホ ^o ・ミロン 九州工場	100 m ³ /日	840-0512	佐賀市富士町上熊川 690 番地 20	TEL 64-2341 FAX 64-2110																								
合 計	320.8 m ³ /日																											

<p>38</p>	<p>たつては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>加えて、県及び市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保 (略)</p> <p>2 浸水想定区域の公表 (1) 洪水</p> <p><u>国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。</u></p> <p>(2) 内水</p> <p><u>県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備 (略)</p> <p>第6項 緊急輸送活動</p>	<p>たつては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>加えて、県及び市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保 (略)</p> <p>2 浸水想定区域の公表 (1) 洪水</p> <p><u>国及び県は、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、特定都市河川、そのほか、一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。</u></p> <p>(2) 内水</p> <p><u>県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設、浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設、特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設、そのほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県知事によっては市長に通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備 (略)</p> <p>第6項 緊急輸送活動</p>	<p>国基本計画に準じた修正</p> <p>法律の条文を踏まえた修正</p> <p>県地域防災計画に準じた修正</p>
<p>39</p>	<p>41</p>	<p>4 / 37</p>	

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

44	<p>(略)</p> <p>Ⅰ 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化</p> <p>県及び市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、風水害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。</p> <p>また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>Ⅰ 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化</p> <p>県及び市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、風水害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。</p> <p>また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。</p> <p><u>県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>国基本計画に準じた修正</p>
52	<p>(略)</p> <p>第7項 避難及び情報提供活動</p> <p>(略)</p> <p>Ⅰ 市の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>(a) 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに必要に応じた電力容量の拡大</p> <p>(b) 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備</p> <p>(c)～(f) (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 避難路及び誘導體制</p> <p>ア～オ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第7項 避難及び情報提供活動</p> <p>(略)</p> <p>Ⅰ 市の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>(a) 必要に応じ、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成、また</u>、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに必要に応じた電力容量の拡大</p> <p>(b) 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備</p> <p>(c)～(f) (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 避難路及び誘導體制</p> <p>ア～オ (略)</p>	<p>国基本計画に準じた修正</p>
54	<p>カ 佐賀中部保健福祉事務所は、新型<u>コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、県及び市の関係する部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の関係課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検</p>	<p>カ 佐賀中部保健福祉事務所等は、新型<u>インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）</u>発生時における自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、県及び市の関係する部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の関係課との連携の</p>	<p>国基本計画に準じた修正</p>

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

<p>56</p>	<p>討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>キ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係各課は、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>(10) 指定避難所の管理運営 (略)</p> <p>(11) 避難生活上必要となる基本的事項 ア～ケ (略)</p> <p>コ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性被害・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性被害・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者支援体制の整備</p> <p>県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。</p> <p>第8項 避難行動要支援者対策の強化 (略)</p> <p>県、県警察、佐賀広域消防局、佐賀市社会福祉協議会（校区社会福祉協議会を含む）、地域包括支援センター、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、市民 市（総務対策部、建設・都市戦略対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、<u>子育て支援対策部</u>、</p>	<p>下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>キ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係各課は、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>(10) 指定避難所の管理運営 (略)</p> <p>(11) 避難生活上必要となる基本的事項 ア～ケ (略)</p> <p>コ <u>家庭動物との避難への対応について</u> <u>市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>サ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性被害・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性被害・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者支援体制の整備</p> <p>県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー／サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備するよう努めるものとする。</u></p> <p>第8項 避難行動要支援者対策の強化 (略)</p> <p>県、県警察、佐賀広域消防局、佐賀市社会福祉協議会（校区社会福祉協議会を含む）、地域包括支援センター、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、市民 市（総務対策部、建設・都市戦略対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、<u>こども未来対策部</u>、</p>	<p>組織機構の改編による修正</p>
<p>58</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

	各支所対策部)	各支所対策部)	
59	<p>Ⅰ 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア～イ (略)</p> <p>ウ 事前の名簿情報の外部提供</p> <p>市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた佐賀広域消防局、県警察、<u>民生委員法に定める佐賀市の</u>民生委員・児童委員、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会、佐賀市消防団、佐賀市自主防災組織認定要綱に基づき市が認定した自主防災組織、佐賀市内にある地域包括支援センターに対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定</p> <p>市及び消防機関等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画等を作成し、防災対策の充実を図る。</p>	<p>Ⅰ 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア～イ (略)</p> <p>ウ 事前の名簿情報の外部提供</p> <p>市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた佐賀広域消防局、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会、佐賀市消防団、佐賀市自主防災組織認定要綱に基づき市が認定した自主防災組織、佐賀市内にある地域包括支援センターに対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定</p> <p>市及び消防機関等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画等を作成し、防災対策の充実を図る。</p>	表現の修正
60	<p>また、市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった市町特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。</p> <p>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を</p>	<p>また、市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・<u>児童委員</u>、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった市町特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。</p> <p>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を</p>	脱字の追加

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

<p>62</p>	<p>得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県及び市の支援</p> <p>県及び市は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。</p> <p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、市は、保育所や児童館が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。</p> <p>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p>	<p>得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県及び市の支援</p> <p>県及び市は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。</p> <p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>加えて、市は、保育所や児童館が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。</u></p>	<p>国基本計画に準じた修正</p>
-----------	--	---	--------------------

<p>64</p>	<p>(略)</p> <p>第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市</p> <p>市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」及び「佐賀市防災備蓄計画」等に基づき、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。さらに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第11項 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>3 事業所、自主防災組織及び住民</p> <p>(略)</p> <p>(5) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練</p> <p>(略)</p> <p>イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、<u>それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 市民等の防災活動の推進</p> <p>第1項 防災思想・知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進</p>	<p>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市</p> <p>市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」及び「佐賀市防災備蓄計画」等に基づき、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。さらに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第11項 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>3 事業所、自主防災組織及び住民</p> <p>(略)</p> <p>(5) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練</p> <p>(略)</p> <p>イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、<u>それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果について市長に報告するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 市民等の防災活動の推進</p> <p>第1項 防災思想・知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進</p>	<p>国基本計画に準じた修正</p> <p>法律の条文を踏まえた修正</p>
<p>68</p>	<p>(略)</p> <p>第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市</p> <p>市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」及び「佐賀市防災備蓄計画」等に基づき、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。さらに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第11項 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>3 事業所、自主防災組織及び住民</p> <p>(略)</p> <p>(5) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練</p> <p>(略)</p> <p>イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、<u>それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 市民等の防災活動の推進</p> <p>第1項 防災思想・知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進</p>	<p>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市</p> <p>市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」及び「佐賀市防災備蓄計画」等に基づき、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。さらに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第11項 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>3 事業所、自主防災組織及び住民</p> <p>(略)</p> <p>(5) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練</p> <p>(略)</p> <p>イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、<u>それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果について市長に報告するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 市民等の防災活動の推進</p> <p>第1項 防災思想・知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進</p>	<p>国基本計画に準じた修正</p> <p>法律の条文を踏まえた修正</p>

82	<p>7 消防団組織・制度の多様化 地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。 (略)</p> <p>第7項 災害ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>4 災害ボランティアの活動対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td>(略) (3) <u>土砂災害危険箇所の調査</u> (防災・砂防ボランティア協会) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	専門ボランティア	(略) (3) <u>土砂災害危険箇所の調査</u> (防災・砂防ボランティア協会) (略)	<p>7 消防団組織・制度の多様化 地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。 (略)</p> <p>第7項 災害ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>4 災害ボランティアの活動対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td>(略) (3) <u>土砂災害警戒区域等の調査</u> (防災・砂防ボランティア協会) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	専門ボランティア	(略) (3) <u>土砂災害警戒区域等の調査</u> (防災・砂防ボランティア協会) (略)	表現の修正
区分	活動内容										
専門ボランティア	(略) (3) <u>土砂災害危険箇所の調査</u> (防災・砂防ボランティア協会) (略)										
区分	活動内容										
専門ボランティア	(略) (3) <u>土砂災害警戒区域等の調査</u> (防災・砂防ボランティア協会) (略)										
83	<p>第8項 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 (略)</p>	<p>第8項 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 (略)</p>	国基本計画に準じた修正								
84	<p>第4節 孤立防止対策計画</p> <p>県、市（総務対策部、農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、保健福祉対策部、各支所対策部）</p> <p>県及び市は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市</p> <p>(1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。 (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。 (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素</p>	<p>第4節 孤立防止対策計画</p> <p>県、市（総務対策部、農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、保健福祉対策部、各支所対策部）</p> <p>県及び市は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。</p> <p><u>また、県及び市は、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 市</p> <p>(1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。 (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。 (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素</p>	国基本計画に準じた修正								

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

<p>から把握し、防災対策の整備に努める。</p> <p>(4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。</p> <p>(5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>から把握し、防災対策の整備に努める。</p> <p>(4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。</p> <p>(5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。</p> <p><u>(6) 孤立が予測される地区については、県や関係機関と連携して孤立時の状況把握などについて訓練を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
---	---	--

第3章 災害応急対策計画
第1節 活動体制

(略)

第1項 市の活動体制

(略)

佐賀市
防災会議

佐賀市
災害対策本部
TEL (非公開)
FAX 24-3187

国土交通省筑後川河川事務所	0942-33-9131
国土交通省筑後川河川事務所大川出張所	0944-86-2516
国土交通省佐賀河川事務所	41-8801
国土交通省佐賀河川事務所城原川出張所	97-0084
国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管理支所	51-8321
国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川出張所	68-2362
陸上自衛隊久留米駐屯地西部方面混成団	0942-43-5391
佐賀地方気象台	32-7026
佐賀県危機管理防災課	25-7362
佐賀県河川砂防課	25-7161
佐賀土木事務所	24-4345
佐賀中部農林事務所	31-3281
佐賀中部保健福祉事務所	30-1321
佐賀土地改良区	22-4382
佐賀北警察署	30-1911
佐賀南警察署	23-6110
佐賀広域消防局	30-0111
佐賀市自治会協議会	40-7010
佐賀市地域婦人連絡協議会	40-7365
佐賀県連合青年団	31-1074 (青年会館)
日本赤十字社佐賀県支部	25-3108
N T T 西日本 (株) 佐賀支店	36-5518
<u>九州電力(株)佐賀支店佐賀営業所</u>	<u>0120-986-303</u>
一般社団法人佐賀県LPガス協会	20-0331
佐賀ガス(株)	30-6161
N H K 佐賀放送局	28-5000
N B C 佐賀放送局	22-1460
S T S サガテレビ	23-9111
F M 佐賀	25-7790
えびす F M	97-9699

佐賀市
防災会議

佐賀市
災害対策本部
TEL (非公開)
FAX 24-3187

第3章 災害応急対策計画
第1節 活動体制

(略)

第1項 市の活動体制

(略)

国土交通省筑後川河川事務所	0942-33-9131
国土交通省筑後川河川事務所大川出張所	0944-86-2516
国土交通省佐賀河川事務所	41-8801
国土交通省佐賀河川事務所城原川出張所	97-0084
国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管理支所	51-8321
国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川出張所	68-2362
陸上自衛隊久留米駐屯地西部方面混成団	0942-43-5391
佐賀地方気象台	32-7026
佐賀県危機管理防災課	25-7362
佐賀県河川砂防課	25-7161
佐賀土木事務所	24-4345
佐賀中部農林事務所	31-3281
佐賀中部保健福祉事務所	30-1321
佐賀土地改良区	22-4382
佐賀北警察署	30-1911
佐賀南警察署	23-6110
佐賀広域消防局	30-0111
佐賀市自治会協議会	40-7010
佐賀市地域婦人連絡協議会	40-7365
佐賀県連合青年団	31-1074 (青年会館)
日本赤十字社佐賀県支部	25-3108
N T T 西日本 (株) 佐賀支店	36-5518
<u>九州電力送配電(株)佐賀支社佐賀配電事業所</u>	<u>0800-777-9418</u>
一般社団法人佐賀県LPガス協会	20-0331
佐賀ガス(株)	30-6161
N H K 佐賀放送局	28-5000
N B C 佐賀放送局	22-1460
S T S サガテレビ	23-9111
F M 佐賀	25-7790
えびす F M	97-9699

事業所名の修正

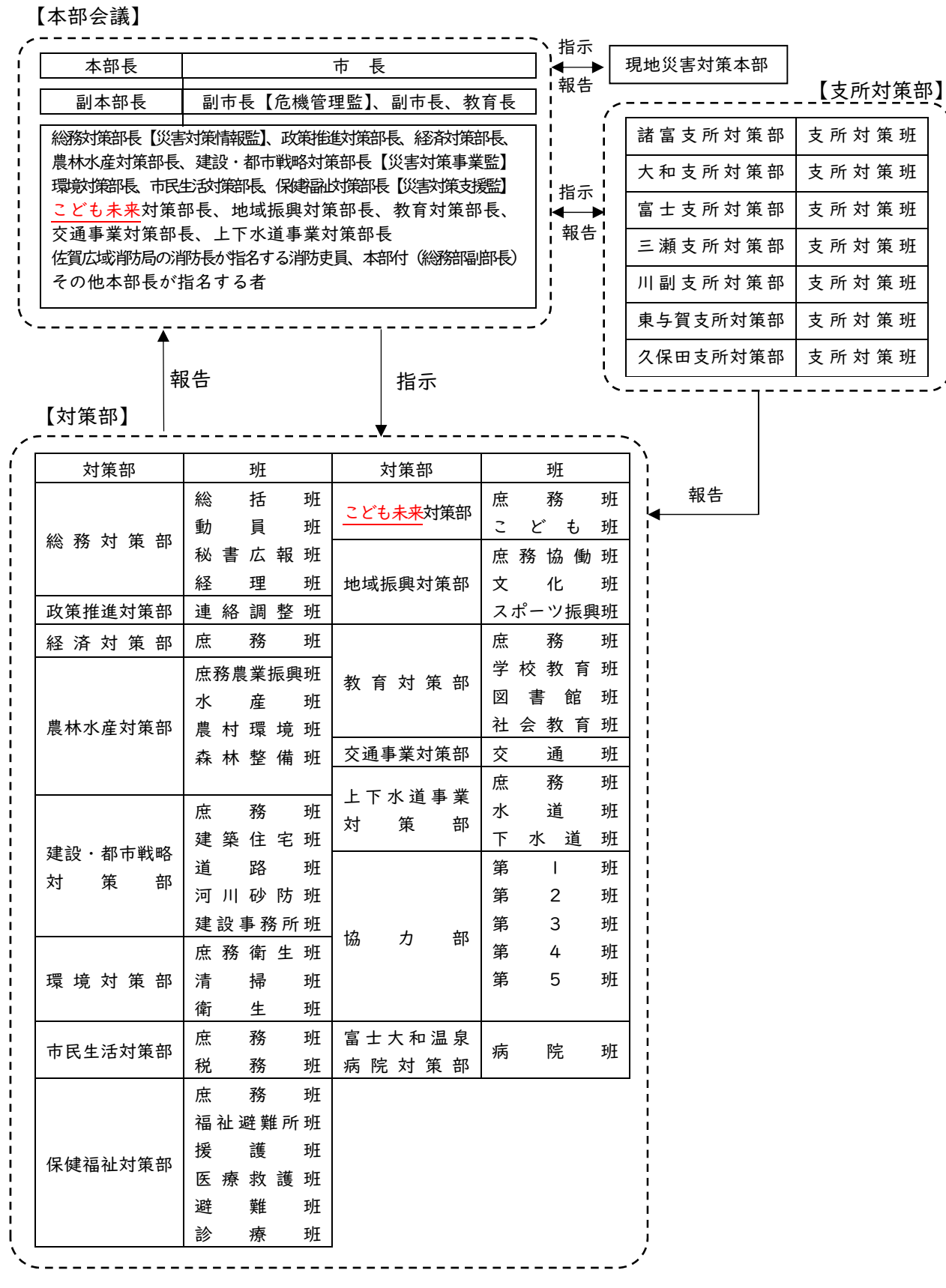
佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

94

【市対策本部組織構成図】



【市対策本部組織構成図】



組織機構の改編による修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

95	【対策部組織表】					【対策部組織表】					
		総務対策部	部長 副部長	総務部長 総務部副部長	総括班 動員班 秘書広報班 経理班	○危機管理防災課長 総務法制課長 国際課長 ○人事課長 ○秘書課長 広報課長 ○財政課長 契約監理課長 財産活用課長		総務対策部	部長 副部長	総務部長 総務部副部長	総括班 動員班 秘書広報班 経理班
	政策推進対策部	部長 副部長	政策推進部長 政策推進部副部長	連絡調整班	○企画政策課長 行政マネジメント課長 デジタル推進課長 DX推進課長 <u>バイオマス産業推進課長</u> 男女共同参画課長 駐屯地対策室長		政策推進対策部	部長 副部長	政策推進部長 政策推進部副部長	連絡調整班	○企画政策課長 行政マネジメント課長 デジタル推進課長 DX推進課長 男女共同参画課長 駐屯地対策室長
	経済対策部	部長 副部長	経済部長 経済部副部長	庶務班	○経済政策課長 企業立地課長 観光振興課長 中心市街地振興室長		経済対策部	部長 副部長	経済部長 経済部副部長	庶務班	○経済政策課長 企業立地課長 観光振興課長 中心市街地振興室長
	農林水産対策部	部長 副部長	農林水産部長 農林水産部副部長	庶務農業振興班	○農業振興課長		農林水産対策部	部長 副部長	農林水産部長 農林水産部副部長	庶務農業振興班	○農業振興課長
水産班				○水産振興課長		水産班				○水産振興課長	
農村環境班				○農村環境課長		農村環境班				○農村環境課長	
森林整備班				○森林整備課長		森林整備班				○森林整備課長	
	建設・都市戦略対策部	部長 副部長	建設部長 都市戦略部長	庶務班	○建設監理課長 都市政策課長 交通政策課長 <u>佐賀駅周辺振興室長</u> 用地対策課長 緑化推進課長		建設・都市戦略対策部	部長 副部長	建設部長 都市戦略部長	庶務班	○建設監理課長 都市政策課長 交通政策課長 用地対策課長 緑化推進課長
建築住宅班				○建築指導課長 建築住宅課長		建築住宅班				○建築指導課長 建築住宅課長	
道路班				○道路整備課長 (建設監理課長)		道路班				○道路整備課長 (建設監理課長)	
河川砂防班				○河川砂防課長 (建設監理課長)		河川砂防班				○河川砂防課長 (建設監理課長)	
建設事務所班				○北部建設事務所長		建設事務所班				○北部建設事務所長	
				○南部建設事務所長						○南部建設事務所長	
環境対策部				部長 副部長	環境部長 環境部副部長	庶務衛生班 清掃班				○環境政策課長 <u>施設機能向上推進室長</u> ○循環型社会推進課長	

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

96				環境保全課長				環境保全課長
				衛生班 ○衛生センター所長			衛生班 ○衛生センター所長	
	市民生活対策部	部長 副部長	市民生活部長 市民生活部副部長	庶務班 ・ 税務班	○市民生活課長 人権・同和政策課長 生活安全課長 市民税課長 資産税課長 納税課長		庶務班 ・ 税務班	○市民生活課長 人権・同和政策課長 生活安全課長 市民税課長 資産税課長 納税課長
	保健福祉対策部	部長 副部長	保健福祉部長 保健福祉部副部長	庶務班	○福祉総務課長		庶務班	○福祉総務課長
				福祉避難所班	○障がい福祉課長 高齢福祉課長		福祉避難所班	○障がい福祉課長 ○高齢福祉課長
				援護班	○生活福祉課長 保険年金課長		援護班	○生活福祉課長 保険年金課長
				医療救護班	○健康づくり課長		医療救護班	○健康づくり課長
				避難班	○保険年金課長 生活福祉課長		避難班	○保険年金課長 生活福祉課長
				診療班	○三瀬診療所長		診療班	○三瀬診療所長
	<u>子育て支援</u> 対策部	部長 副部長	<u>子育て支援</u> 部長 <u>子育て支援</u> 部副部長	庶務班	○ <u>子育て総務</u> 課長 こども家庭課長		庶務班	○ <u>こども政策</u> 課長 こども家庭課長 <u>こども健康</u> 課長
				こども班	○保育幼稚園課長		こども班	○保育幼稚園課長
	地域振興対策部	部長 副部長	地域振興部長 地域振興部副部長	庶務協働班	○地域政策課長 協働推進課長 公民館支援課長 歴史・文化課長		庶務協働班	○地域政策課長 協働推進課長 公民館支援課長 歴史・文化課長
				文化班	○文化財課長		文化班	○文化財課長
				スポーツ振興班	○スポーツ振興課長		スポーツ振興班	○スポーツ振興課長
教育対策部	部長 副部長	教育部長 教育部副部長	庶務班	○教育総務課長		庶務班	○教育総務課長	
			学校教育班	○学校教育課長 学事課長		学校教育班	○学校教育課長 学事課長	
			図書館班	○図書館長		図書館班	○図書館長	
			社会教育班	○社会教育課長		社会教育班	○社会教育課長	
交通事業対策部	部長 副部長	交通局長 交通局副局長	交通班	○総務課長 業務課長		交通班	○総務課長 業務課長	
上下水道事業対策部	部長 副部長	上下水道局長 上下水道局副局長	庶務班	○ <u>水循環部長</u> 総務課長 財務課長 業務課長		庶務班	○総務課長 財務課長 業務課長	
			水道班	○水道工務課長 浄水課長		水道班	○ <u>水道技術管理者</u> 水道工務課長 浄水課長	
			下水道班	○ <u>下水プロジェクト推進部長</u> 下水道工務課長		下水道班	○ <u>下水工務</u> 課長	

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

				下水道施設課長 給排水設備課長
協 力 部			第 1 班	○出納室長
			第 2 班	○議会事務局長
			第 3 班	○監査事務局長
			第 4 班	○選挙管理委員会事務局長
			第 5 班	○農業委員会事務局長
			第 6 班	○国スポ・全障スポ推進部長
富士大和温泉病院 対 策 部	部 長 副部長	病 院 長 副 院 長	病 院 班	○事務長 医長 師長 総看護師長
諸富支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
大和支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
富士支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
三瀬支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
川副支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
東与賀支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
久保田支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長

○は、各班の総括班長

【対策部の所掌事務】

98	対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
	総務対策部	総 括 班	総務法制課 危機管理防災課 国際課	<p>[共通]</p> <p>1 災害対策の総括に関すること。</p> <p>2 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。</p> <p>3 防災総合システムの管理及び運用に関すること。</p> <p>[災害応急対策期]</p> <p>4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関すること。</p> <p>5 県災害対策本部との連絡に関すること。</p> <p>6 佐賀市消防団の活動に関すること。</p> <p>7 自動車等の配車計画に関すること。</p> <p>8 気象情報の収集及び記録に関すること。</p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p>9 総合的な被害調査及び要望書の作成及び関係機関への送付に関すること。</p>

				下水道施設課長 給排水設備課長
協 力 部			第 1 班	○出納室長
			第 2 班	○議会事務局長
			第 3 班	○監査事務局長
			第 4 班	○選挙管理委員会事務局長
			第 5 班	○農業委員会事務局長
富士大和温泉病院 対 策 部	部 長 副部長	病 院 長 副 院 長	病 院 班	○事務長 医長 師長 総看護師長
諸富支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
大和支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
富士支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
三瀬支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
川副支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
東与賀支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
久保田支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長

○は、各班の総括班長

【対策部の所掌事務】

	対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
	総務対策部	総 括 班	総務法制課 危機管理防災課 国際課	<p>[共通]</p> <p>1 災害対策の総括に関すること。</p> <p>2 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。</p> <p>3 防災総合システムの管理及び運用に関すること。</p> <p>[災害応急対策期]</p> <p>4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関すること。</p> <p>5 県災害対策本部との連絡に関すること。</p> <p>6 佐賀市消防団の活動に関すること。</p> <p>7 自動車等の配車計画に関すること。</p> <p>8 気象情報の収集及び記録に関すること。</p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p>9 総合的な被害調査及び要望書の作成及び関係機関への送付に関すること。</p>

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

99			10 災害見舞及び視察者の応接に関する事。 11 災害調査団等の現地調査等に関する事。 12 外国人罹災者に関する事。			10 災害見舞及び視察者の応接に関する事。 11 災害調査団等の現地調査等に関する事。 12 外国人罹災者に関する事。	所掌事務の追加・修正	
	動員班	人事課	[災害応急対策期] 1 各対策部の配置要員（予備班員を含む。）の動員及び掌握に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 職員の罹災給付に関する事。 3 雇入れ労働者の確保及び配置に関する事。 4 他の公共団体の応援要請に関する事。	動員班	人事課	[災害応急対策期] 1 各対策部の配置要員（予備班員を含む。）の動員及び掌握に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 職員の罹災給付に関する事。 3 雇入れ労働者の確保及び配置に関する事。 4 他の公共団体の応援要請に関する事。		
	秘書広報班	秘書課 広報課	[共通] 1 本部長の秘書に関する事。 2 本部が行う <u>新聞発表、放送等</u> の広報活動に関する事。 3 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。	秘書広報班	秘書課 広報課	[共通] 1 本部長及び副本部長（副市長）の秘書に関する事。 2 本部が行う広報活動に関する事。 3 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。		
	経理班	財政課 契約監理課 財産活用課	[共通] 1 庁舎の電気及び電話設備の調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 災害関係物品の調達及び出納に関する事。 3 庁舎の応急対策に関する事。 4 災害救助法の適用に関する事。 5 避難所への物資の輸送に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 6 災害対策に係わる予算措置に関する事。 7 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関する事。 8 市有財産の損害状況の調査及び給付に関する事。	経理班	財政課 契約監理課 財産活用課	[共通] 1 庁舎の電気及び電話設備の調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 災害関係物品の調達及び出納に関する事。 3 庁舎の応急対策に関する事。 4 災害救助法の適用に関する事。 5 避難所への物資の輸送に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 6 災害対策に係わる予算措置に関する事。 7 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関する事。 8 市有財産の損害状況の調査及び給付に関する事。		
政策推進対策部	連絡調整班	企画政策課 行政マネジメント課 デジタル推進課 DX推進課 <u>バイオマス産業推進課</u> 男女共同参画課 駐屯地対策室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 コールセンターの設置及び運営に関する事。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関する事。 4 各種情報及び被害情報の収集に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関する事。	政策推進対策部	連絡調整班	企画政策課 行政マネジメント課 デジタル推進課 DX推進課 男女共同参画課 駐屯地対策室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 コールセンターの設置及び運営に関する事。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関する事。 4 各種情報及び被害情報の収集に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関する事。	組織機構の改編による修正
経済対策部	庶務班	経済政策課 企業立地課 観光振興課 中心市街地振興室	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 工場及び事業場の被害調査に関する事。 4 観光施設の被害調査に関する事。 5 罹災商工業者の被害調査及び金融措置に関する事。	経済対策部	庶務班	経済政策課 企業立地課 観光振興課 中心市街地振興室	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 工場及び事業場の被害調査に関する事。 4 観光施設の被害調査に関する事。 5 罹災商工業者の被害調査及び金融措置に関する事。	
農林水産対策部	庶務農業振興班	農業振興課	[共通] 1 農林水産対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 農産物及び <u>農</u> 施設の被害調査及び応急対策に関する事。	農林水産対策部	庶務農業振興班	農業振興課	[共通] 1 農林水産対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 農産物及び <u>農業</u> 施設の被害調査及び応急対策に関する事。	所掌事務の修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

100	建設・都市戦略対策部			[災害復旧・復興対策期] 3 罹災農林業者に対する応急融資に関する事 4 災害時における病虫害の発生予防及び防除に関する事				[災害復旧・復興対策期] 3 罹災農業者に対する応急融資に関する事 4 災害時における病虫害の発生予防及び防除に関する事	所掌事務の追加・修正 組織機構の改編による修正
		水産班	水産振興課	[共通] 1 漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災水産業者に対する応急融資に関する事	水産班	水産振興課	[共通] 1 漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災水産業者に対する応急融資に関する事		
		農村環境班	農村環境課	[共通] 1 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関する事 [災害応急対策期] 2 応急対策に必要な資機材の確保に関する事	農村環境班	農村環境課	[共通] 1 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関する事 [災害応急対策期] 2 応急対策に必要な資機材の確保に関する事		
		森林整備班	森林整備課	[共通] 1 <u>治山</u> 災害の被害調査及び応急対策に関する事	森林整備班	森林整備課	[共通] 1 <u>林道災害等</u> の被害調査及び応急対策に関する事 <u>[災害復旧・復興対策期]</u> 2 <u>罹災林業者に対する応急融資に関する事</u>		
		庶務班	建設監理課 都市政策課 用地対策課 緑化推進課 交通政策課 <u>佐賀駅周辺振興室</u>	[共通] 1 建設・都市戦略対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 [災害応急対策期] 2 佐賀土木事務所との連絡調整に関する事 3 応急対策用資機材の確保及び輸送に関する事 4 交通の規制に関する事	庶務班	建設監理課 都市政策課 用地対策課 緑化推進課 交通政策課	[共通] 1 建設・都市戦略対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 [災害応急対策期] 2 佐賀土木事務所との連絡調整に関する事 3 応急対策用資機材の確保及び輸送に関する事 4 交通の規制に関する事		
		建築住宅班	建築指導課 建築住宅課	[共通] 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事 [災害復旧・復興対策期] 3 災害救助用仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理の協力に関する事 4 被災建築物の調査に関する事 5 被災市有建物の応急復旧工事に関する事 6 災害救助法に基づく避難所応急仮設住宅の設置に関する事 7 災害廃棄物の処理に関する事。(損壊家屋解体)	建築住宅班	建築指導課 建築住宅課	[共通] 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事 [災害復旧・復興対策期] 3 災害救助用仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理の協力に関する事 4 被災建築物の調査に関する事 5 被災市有建物の応急復旧工事に関する事 6 災害救助法に基づく避難所応急仮設住宅の設置に関する事 7 災害廃棄物の処理に関する事。(損壊家屋解体)		
	建設・都市戦略対策部	道路班	道路整備課 (建設監理課)	[共通] 1 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事 [災害復旧・復興対策期] 3 災害廃棄物の処理に関する事。(土砂まじりがれき撤去)	道路班	道路整備課 (建設監理課)	[共通] 1 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事 [災害復旧・復興対策期] 3 災害廃棄物の処理に関する事。(土砂まじりがれき撤去)		
		河川砂防班	河川砂防課 (建設監理課)	[共通] 1 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関する事 [災害応急対策期] 2 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事	河川砂防班	河川砂防課 (建設監理課)	[共通] 1 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関する事 [災害応急対策期] 2 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事		

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

101	環境対策部	建設事務所班	北部建設事務所 南部建設事務所	<p>[共通]</p> <p>1 本庁各対策部及び所管する区域の支所対策部との連絡調整に関する事。</p> <p>2 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関する事。</p> <p>3 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事。</p> <p>4 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>[災害応急対策期]</p> <p>5 交通の規制に関する事。</p> <p>6 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事。</p> <p>7 応急対策に必要な資機材の確保に関する事。</p>	建設事務所班	北部建設事務所 南部建設事務所	<p>[共通]</p> <p>1 本庁各対策部及び所管する区域の支所対策部との連絡調整に関する事。</p> <p>2 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関する事。</p> <p>3 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事。</p> <p>4 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>[災害応急対策期]</p> <p>5 交通の規制に関する事。</p> <p>6 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事。</p> <p>7 応急対策に必要な資機材の確保に関する事。</p>	組織機構の改編による修正 所掌事務の修正	
		庶務衛生班	環境政策課 <u>施設機能向上推進室</u>	<p>[共通]</p> <p>1 環境対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。</p> <p><u>2 ごみ及びし尿処理の連絡調整に関する事。</u></p> <p><u>3 遺体処理に関する事。</u></p> <p><u>4 避難に伴う家庭動物対策に関する事。(ペット避難所に関する事を含む。)</u></p> <p>[災害応急対策期]</p> <p><u>5 災害時における飲料水に関する事。</u></p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p><u>6 防疫活動に関する事。</u></p> <p><u>7 衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事。</u></p>	庶務衛生班	環境政策課 <u>G X 推進課</u>	<p>[共通]</p> <p>1 環境対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。</p> <p><u>2 遺体処理に関する事。</u></p> <p><u>3 避難に伴う家庭動物対策に関する事。(ペット避難所に関する事を含む。)</u></p> <p>[災害応急対策期]</p> <p><u>4 災害時における飲料水に関する事。</u></p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p><u>5 防疫活動に関する事。</u></p> <p><u>6 衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事。</u></p>		
		清掃班	循環型社会推進課 環境保全課	<p>[共通]</p> <p>1 ごみ処理に関する事。</p> <p>2 清掃車の運用に関する事。</p> <p>3 災害廃棄物の処理に関する事。</p>	清掃班	循環型社会推進課 環境保全課	<p>[共通]</p> <p>1 ごみ処理に関する事。</p> <p>2 清掃車の運用に関する事。</p> <p>3 災害廃棄物の処理に関する事。</p>		
		衛生班	衛生センター	<p>[共通]</p> <p>1 し尿処理に関する事。</p>	衛生班	衛生センター	<p>[共通]</p> <p>1 し尿処理に関する事。</p>		
	市民生活対策部	庶務班 ・ 税務班	市民生活課 人権・同和政策課 生活安全課 市民税課 資産税課 納税課	<p>[共通]</p> <p>1 市民生活対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。</p> <p>[災害応急対策期]</p> <p>2 避難所の開設及び管理運営に関する事。</p> <p>3 広報車等による現地及び市民への広報に関する事。</p> <p>4 物資の運搬に関する事。</p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p>5 安否情報の収集及び市民等からの安否確認に関する事。</p> <p>6 相談窓口開設に関する事。</p> <p>7 災害による市税に関する事。</p> <p>8 被害状況の現地調査に関する事。</p>	庶務班 ・ 税務班	市民生活課 人権・同和政策課 生活安全課 市民税課 資産税課 納税課	<p>[共通]</p> <p>1 市民生活対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。</p> <p>[災害応急対策期]</p> <p>2 <u>指定</u>避難所の開設及び管理運営に関する事。</p> <p>3 広報車等による現地及び市民への広報に関する事。</p> <p>4 物資の運搬に関する事。</p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p>5 安否情報の収集及び市民等からの安否確認に関する事。</p> <p>6 相談窓口開設に関する事。</p> <p>7 災害による市税に関する事。</p> <p>8 被害状況の現地調査に関する事。</p>		所掌事務の修正
	保健福祉対策部	庶務班	福祉総務課	<p>[共通]</p> <p>1 保健福祉対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。</p> <p>2 福祉施設等の被害調査及び災害対策に関する事。</p> <p>3 要配慮者及び避難行動要支援者の支援に関する事。</p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p>4 罹災証明書の発行に関する事。</p>	庶務班	福祉総務課	<p>[共通]</p> <p>1 保健福祉対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。</p> <p>2 福祉施設等の被害調査及び災害対策に関する事。</p> <p>3 要配慮者及び避難行動要支援者の支援に関する事。</p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p>4 罹災証明書の発行に関する事。</p>		

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

102		福祉避難所 班	障がい福祉課 高齢福祉課	[災害応急対策期] 1 福祉避難所及び福祉避難室における高齢者、障がい者等の要配慮者対策に関する事。	福祉避難所 班	障がい福祉課 高齢福祉課	[災害応急対策期] 1 福祉避難所及び福祉避難室における高齢者、障がい者等の要配慮者対策に関する事。	所掌事務の修正			
		援護班	生活福祉課 保険年金課	[災害応急対策期] 1 炊出所の設置に関する事。 2 避難者への食事の提供に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災者に対する生活保護等の適用に関する事。 4 罹災者に対する主食および食品の配給に関する事。 5 義援金品の受付、保管及び配分に関する事。	援護班	生活福祉課 保険年金課	[災害応急対策期] 1 炊出所の設置に関する事。 2 避難者への食事の提供に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災者に対する生活保護等の適用に関する事。 4 罹災者に対する主食および食品の配給に関する事。 5 義援金品の受付、保管及び配分に関する事。				
		医療救護班	健康づくり課	[共通] 1 傷病者の収容、応急手当及び看護に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 応急救護用医薬品の供給に関する事。 3 市民の健康管理に関する事。 4 市民の健康相談活動に関する事。	医療救護班	健康づくり課	[共通] 1 傷病者の収容、応急手当及び看護に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 応急救護用医薬品の供給に関する事。 3 市民の健康管理に関する事。 4 市民の健康相談活動に関する事。				
		避難班	保険年金課 生活福祉課	[災害応急対策期] 1 避難所の開設及び管理運営に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災者に対する医療保険及び年金に関する事。	避難班	保険年金課 生活福祉課	[災害応急対策期] 1 指定 避難所の開設及び管理運営に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災者に対する医療保険及び年金に関する事。				
		診療班	三瀬診療所	[共通] 1 診療班の編成に関する事。 2 医療救護活動に関する事。 3 救急医療品及び衛生材料供給に関する事。 4 市民の健康管理に関する事。 5 市民の健康相談活動に関する事。	診療班	三瀬診療所	[共通] 1 診療班の編成に関する事。 2 医療救護活動に関する事。 3 救急医療品及び衛生材料供給に関する事。 4 市民の健康管理に関する事。 5 市民の健康相談活動に関する事。				
	子育て支援対策部	庶務班	子育て総務課 子ども家庭課	[共通] 1 子育て支援 対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 児童館及び児童センター の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 1 各支所対策部の支援に関する事。	子ども未来対策部	庶務班	子ども政策課 子ども家庭課 子ども健康課		[共通] 1 子ども未来 対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 児童クラブ及び児童館・児童センター の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 4 市民の健康管理に関する事。 5 市民の健康相談活動に関する事。	組織機構の改編による修正 所掌事務の追加・修正	
		子ども班	保育幼稚園課	[共通] 1 保育所、幼稚園等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 1 各支所対策部の支援に関する事。		子ども班	保育幼稚園課		[共通] 1 保育所、幼稚園等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。		誤字の修正
		地域振興 対策部 庶務協働班	地域政策課 協働推進課 公民館支援課 歴史・文化課	[共通] 1 地域振興対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 公民館 等の被害調査及び応急対策に関する事。		地域振興 対策部 庶務協働班	地域政策課 協働推進課 公民館支援課 歴史・文化課		[共通] 1 地域振興対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 公民館及び文化施設 等の被害調査及び応急対策に関する事。		

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

								所掌事務の修正	
教育対策部			[災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。(公民館等) [災害復旧・復興対策期] 4 ボランティア活動に関すること。				[災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。(公民館等) [災害復旧・復興対策期] 4 ボランティア活動に関すること。		
	文化班	文化財課	[共通] 1 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。	文化班	文化財課	[共通] 1 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。			
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	[共通] 1 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。	スポーツ振興班	スポーツ振興課	[共通] 1 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。			
	庶務班	教育総務課	[共通] 1 教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 学校等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 学校等に避難所を開設することについての協力に関すること。	庶務班	教育総務課	[共通] 1 教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 学校等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 学校等に避難所を開設することについての協力に関すること。			
	学校教育班	学校教育課 学事課	[共通] 1 小中学校の授業対策に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災児童生徒への教科書、図書等の支援に関すること。 3 罹災児童生徒の学校給食に関すること。 4 罹災児童生徒の保健管理に関すること。	学校教育班	学校教育課 学事課	[共通] 1 小中学校の授業対策に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災児童生徒への教科書、図書等の支援に関すること。 3 罹災児童生徒の学校給食に関すること。 4 罹災児童生徒の保健管理に関すること。			
	図書館班	図書館	[共通] 1 図書館等の被害調査及び応急対策に関すること。	図書館班	図書館	[共通] 1 図書館等の被害調査及び応急対策に関すること。			
	社会教育班	社会教育課	[共通] 1 社会教育施設等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	社会教育班	社会教育課	[共通] 1 社会教育施設等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。			
	交通事業対策部	交通班	交通局	[共通] 1 交通事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。 [災害応急対策期] 2 罹災者及び物資、飲料水等の輸送に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 各種報告書の作成に関すること。	交通班	交通局	[共通] 1 交通事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。 [災害応急対策期] 2 罹災者及び物資、飲料水等の輸送に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 各種報告書の作成に関すること。		
		上下水道事業対策部	庶務班	総務課 財務課 業務課	[共通] 1 上下水道事業対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 上下水道事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。 3 他事業体との連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 4 電話等による情報の取得及び整理に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 各種報告書の作成に関すること。	上下水道事業対策部	庶務班		総務課 財務課 業務課
		水道班	水道工務課 浄水課	[共通] 1 水道施設に関する被害調査、応急復旧及び給水対策に関すること。 [災害応急対策期]	水道班	水道工務課 浄水課	[共通] 1 水道施設に関する被害調査、応急復旧及び給水対策に関すること。 [災害応急対策期]		

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

104	協力部			2 浄水場及び圧送施設の運転に関する事。			2 浄水場及び圧送施設の運転に関する事。	組織機構の改編による修正
		下水道班	下水道工務課 下水道施設課 給排水設備課	[共通] 1 下水道施設に関する被害調査、応急復旧に関する事。 [災害応急対策期] 2 下水浄化センター及びポンプ場の運転に関する事。 3 給排水設備の不具合に対する問合せに関する事。	下水道班	下水道工務課 下水道施設課 給排水設備課	[共通] 1 下水道施設に関する被害調査、応急復旧に関する事。 [災害応急対策期] 2 下水浄化センター及びポンプ場の運転に関する事。 3 給排水設備の不具合に対する問合せに関する事。	
		第1班	出納室	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関する事。	第1班	出納室	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関する事。	
		第2班	議会事務局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関する事。 [災害応急対策期] 2 議員との連絡に関する事。 3 議会の災害組織の事務に関する事。 4 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 5 罹災証明書の発行に関する事。	第2班	議会事務局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関する事。 [災害応急対策期] 2 議員との連絡に関する事。 3 議会の災害組織の事務に関する事。 4 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 5 罹災証明書の発行に関する事。	
		第3班	監査事務局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関する事。	第3班	監査事務局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関する事。	
		第4班	選挙管理委員会事務局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関する事。	第4班	選挙管理委員会事務局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関する事。	
		第5班	農業委員会事務局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関する事。	第5班	農業委員会事務局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関する事。	
		<u>第6班</u>	<u>国スポ・全障スポ推進部</u>	<u>[共通]</u> <u>1 防災・復旧活動の応援に関する事。</u> <u>[災害応急対策期]</u> <u>2 各支所対策部の支援に関する事。</u> <u>[災害復旧・復興対策期]</u>				

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

			3 <u>罹災証明書の発行に関すること。</u>				
富士大和温泉 病院対策部	病院班	病院各部門	[共通] 1 病院班の編成に関すること。 2 医療救護活動に関すること。 3 救急医療品及び衛生材料供給に関すること。	富士大和温泉 病院対策部	病院班	病院各部門	[共通] 1 病院班の編成に関すること。 2 医療救護活動に関すること。 3 救急医療品及び衛生材料供給に関すること。
諸富支所対策部	支所対策班	諸富支所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 佐賀市消防団南部方面隊諸富支団の活動に関すること。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。 7 支所の自動車等の配車計画に関すること。 8 救援物資等に関すること。 9 災害に関する広報広聴に関すること。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。	諸富支所対策部	支所対策班	諸富支所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 佐賀市消防団南部方面隊諸富支団の活動に関すること。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。 7 支所の自動車等の配車計画に関すること。 8 救援物資等に関すること。 9 災害に関する広報広聴に関すること。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。
大和支所対策部	支所対策班	大和支所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 佐賀市消防団北部方面隊大和支団の活動に関すること。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。 7 支所の自動車等の配車計画に関すること。 8 救援物資等に関すること。 9 災害に関する広報広聴に関すること。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。	大和支所対策部	支所対策班	大和支所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 佐賀市消防団北部方面隊大和支団の活動に関すること。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。 7 支所の自動車等の配車計画に関すること。 8 救援物資等に関すること。 9 災害に関する広報広聴に関すること。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。
富士支所対策部	支所対策班	富士支所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 佐賀市消防団北部方面隊富士支団の活動に関すること。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。	富士支所対策部	支所対策班	富士支所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 佐賀市消防団北部方面隊富士支団の活動に関すること。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

			<p>6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。</p> <p>7 支所の自動車等の配車計画に関すること。</p> <p>8 救援物資等に関すること。</p> <p>9 災害に関する広報広聴に関すること。</p> <p>10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p> <p>11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p>				<p>6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。</p> <p>7 支所の自動車等の配車計画に関すること。</p> <p>8 救援物資等に関すること。</p> <p>9 災害に関する広報広聴に関すること。</p> <p>10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p> <p>11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p>
三瀬支所対策部	支所対策班	三瀬支所	<p>[共通]</p> <p>1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。</p> <p>3 佐賀市消防団北部方面隊三瀬支団の活動に関すること。</p> <p>4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。</p> <p>5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。</p> <p>6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。</p> <p>7 支所の自動車等の配車計画に関すること。</p> <p>8 救援物資等に関すること。</p> <p>9 災害に関する広報広聴に関すること。</p> <p>10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p> <p>11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p>	三瀬支所対策部	支所対策班	三瀬支所	<p>[共通]</p> <p>1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。</p> <p>3 佐賀市消防団北部方面隊三瀬支団の活動に関すること。</p> <p>4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。</p> <p>5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。</p> <p>6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。</p> <p>7 支所の自動車等の配車計画に関すること。</p> <p>8 救援物資等に関すること。</p> <p>9 災害に関する広報広聴に関すること。</p> <p>10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p> <p>11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p>
川副支所対策部	支所対策班	川副支所	<p>[共通]</p> <p>1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。</p> <p>3 佐賀市消防団南部方面隊川副支団の活動に関すること。</p> <p>4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。</p> <p>5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。</p> <p>6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。</p> <p>7 支所の自動車等の配車計画に関すること。</p> <p>8 救援物資等に関すること。</p> <p>9 災害に関する広報広聴に関すること。</p> <p>10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p> <p>11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p>	川副支所対策部	支所対策班	川副支所	<p>[共通]</p> <p>1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。</p> <p>3 佐賀市消防団南部方面隊川副支団の活動に関すること。</p> <p>4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。</p> <p>5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。</p> <p>6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。</p> <p>7 支所の自動車等の配車計画に関すること。</p> <p>8 救援物資等に関すること。</p> <p>9 災害に関する広報広聴に関すること。</p> <p>10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p> <p>11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。</p>
東与賀支所対策部	支所対策班	東与賀支所	<p>[共通]</p> <p>1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。</p> <p>3 佐賀市消防団南部方面隊東与賀支団の活動に関すること。</p> <p>4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。</p> <p>5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。</p> <p>6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。</p>	東与賀支所対策部	支所対策班	東与賀支所	<p>[共通]</p> <p>1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。</p> <p>3 佐賀市消防団南部方面隊東与賀支団の活動に関すること。</p> <p>4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。</p> <p>5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。</p> <p>6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。</p>

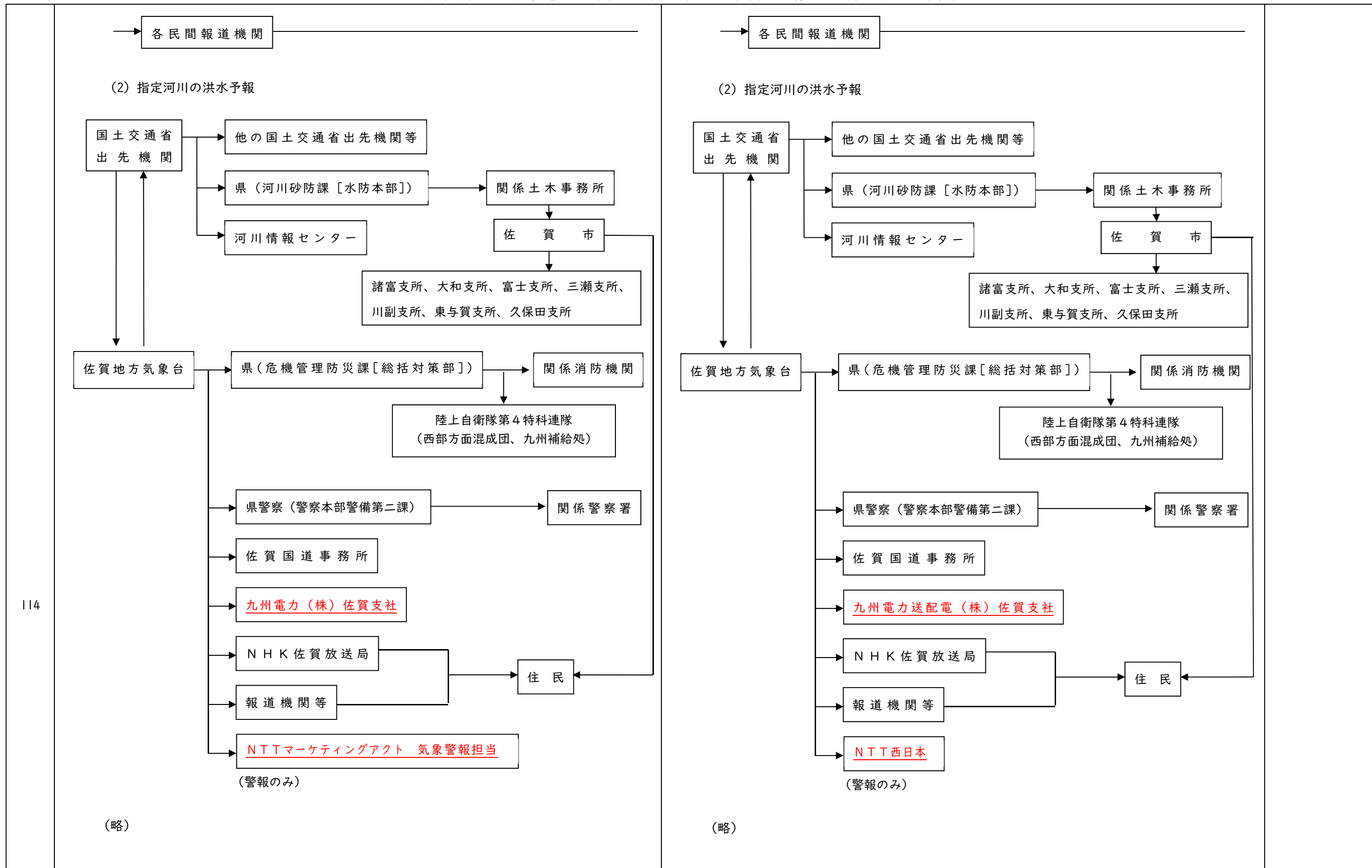
佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

			<p>7 支所の自動車等の配車計画に関する事 8 救援物資等に関する事 9 災害に関する広報広聴に関する事 10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関する事 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関する事</p>				<p>7 支所の自動車等の配車計画に関する事 8 救援物資等に関する事 9 災害に関する広報広聴に関する事 10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関する事 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関する事</p>																																	
108	<p>久保田支所対策部</p> <p>支所対策班</p> <p>久保田支所</p>	<p>[共通]</p> <p>1 本庁各対策部との連絡調整に関する事 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事 3 佐賀市消防団南部方面隊久保田支団の活動に関する事 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事 7 支所の自動車等の配車計画に関する事 8 救援物資等に関する事 9 災害に関する広報広聴に関する事 10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関する事 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関する事</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>(略)</p> <p>第1項 警報等の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>ウ その他の情報</p> <p>土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）、洪水警報の危険度分布</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難情報等</p> <table border="1" data-bbox="305 1583 1386 1852"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>市民がとるべき行動</th> <th>行動を促す情報</th> <th>警戒レベル相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5 (市が発令)</td> <td>命の危険 直ちに安全確保!</td> <td>緊急安全確保</td> <td>氾濫発生情報 大雨特別警報 等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 (市が発令)</td> <td>危険な場所から全員避難</td> <td>避難指示</td> <td>氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3 (市が発令)</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難</td> <td>高齢者等避難</td> <td>氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル5 (市が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル4 (市が発令)	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	警戒レベル3 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等	<p>(略)</p> <p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>(略)</p> <p>第1項 警報等の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>ウ その他の情報</p> <p>土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、<u>キキクル（大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難情報等</p> <table border="1" data-bbox="1516 1583 2597 1852"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>市民がとるべき行動</th> <th>行動を促す情報</th> <th>警戒レベル相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5 (市が発令)</td> <td>命の危険 直ちに安全確保!</td> <td>緊急安全確保</td> <td>氾濫発生情報 大雨特別警報 等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 (市が発令)</td> <td>危険な場所から全員避難</td> <td>避難指示</td> <td>氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3 (市が発令)</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難</td> <td>高齢者等避難</td> <td>氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル5 (市が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル4 (市が発令)	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	警戒レベル3 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等	<p>久保田支所対策部</p> <p>支所対策班</p> <p>久保田支所</p>	<p>[共通]</p> <p>1 本庁各対策部との連絡調整に関する事 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事 3 佐賀市消防団南部方面隊久保田支団の活動に関する事 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事 7 支所の自動車等の配車計画に関する事 8 救援物資等に関する事 9 災害に関する広報広聴に関する事 10 市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関する事 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関する事</p>	<p>(略)</p> <p>表現の修正</p>	
警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																					
警戒レベル5 (市が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等																																					
警戒レベル4 (市が発令)	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等																																					
警戒レベル3 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等																																					
警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																					
警戒レベル5 (市が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等																																					
警戒レベル4 (市が発令)	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等																																					
警戒レベル3 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等																																					

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

112	警戒レベル2 (気象庁が発令)	避難行動の確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報 大雨・洪水注意報等	避難情報に関する ガイドラインに準 じた修正
	警戒レベル1 (気象庁が発令)	心構えを高める	早期注意情報		
(略)					
(1) 気象情報伝達体制					
113	佐賀地方気象台	九州電力(株)佐賀支社	JR九州信号通信指令(福岡管区気象台経由)	NHK佐賀放送局	事業所名の修正
	佐賀地方気象台	九州電力送配電(株)佐賀支社	JR九州信号通信指令(福岡管区気象台経由)	NHK佐賀放送局	

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表



<p>150</p>	<p>第3節～第9節（略）</p> <p>第10節 医療活動計画</p> <p>風水害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構佐賀病院、市（富士大和温泉病院、三瀬診療所）、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀市歯科医師会及び市医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確で効率的な保健医療活動を実施する。その具体的な活動及び手順は、別に定める「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領」及び「佐賀県災害時医療救護マニュアル」を基本とする。</p> <p>第1項 保健医療活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>国、自衛隊、海上保安部、独立行政法人国立病院機構佐賀病院、災害拠点病院、県、県警察、県医師会、市郡歯科医師会、市医師会、日本赤十字社佐賀県支部、その他医療関係機関 市（保健福祉対策部、富士大和温泉病院対策部）</p> </div> <p>1～3（略）</p> <p>4 人工透析対策</p> <p>市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。</p> <p>市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。</p> <p>また、市及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。</p>	<p>第3節～第9節（略）</p> <p>第10節 <u>保健</u>医療福祉活動計画</p> <p>風水害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構佐賀病院、市（富士大和温泉病院、三瀬診療所）、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀市歯科医師会及び市医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確で効率的な保健医療活動を実施する。その具体的な活動及び手順は、別に定める「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領」及び「佐賀県災害時医療救護マニュアル」を基本とする。</p> <p>第1項 保健医療<u>福祉</u>活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>国、自衛隊、海上保安部、独立行政法人国立病院機構佐賀病院、災害拠点病院、県、県警察、県医師会、市郡歯科医師会、市医師会、日本赤十字社佐賀県支部、その他医療関係機関 市（保健福祉対策部、富士大和温泉病院対策部）</p> </div> <p>1～3（略）</p> <p>4 人工透析対策</p> <p>市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。</p> <p>市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。</p> <p>また、市及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。</p>	<p>国基本計画に準じた修正</p>
------------	---	---	--------------------

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

152	<p>医療救護班の編成・派遣</p> <p>(略)</p>	<p>医療救護班の編成・派遣</p> <p>(略)</p>	表現の修正
-----	-------------------------------	-------------------------------	-------

<p>169</p> <p>171</p>	<p>第11節～第13節 (略)</p> <p>第14節 避難計画 (略)</p> <p>第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・運営 (略)</p> <p>2 指定避難所の運営管理等 (略)</p> <p>(2) 生活環境の維持</p> <p>市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>第11節～第13節 (略)</p> <p>第14節 避難計画 (略)</p> <p>第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・運営 (略)</p> <p>2 指定避難所の運営管理等 (略)</p> <p>(2) 生活環境の維持</p> <p>市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>そのため、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u>、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>さらに、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 在宅避難者等の支援拠点</u></p> <p>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p><u>(12) 車中泊避難への対応</u></p> <p>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>国基本計画に準じた修正</p>
-----------------------	--	--	--------------------

<p>175</p>	<p>第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等 (略)</p> <p>5 民間賃貸住宅の活用 応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び一般社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第16節及び第17節 (略)</p> <p>第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 (略)</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第19節 広報、被災者相談計画 (略)</p> <p>第2項 被災者相談</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 市（保健福祉対策部） </div> <p>(略)</p> <p>第20節 文教対策計画</p>	<p>第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等 (略)</p> <p>5 民間賃貸住宅の活用 応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による <u>ブルーシートの展張等を含む</u> 応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び一般社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第16節及び第17節 (略)</p> <p>第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 (略)</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資 <u>や家庭動物の飼養に関する資材</u> をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第19節 広報、被災者相談計画 (略)</p> <p>第2項 被災者相談</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 市（保健福祉対策部、<u>こども未来対策部</u>） </div> <p>(略)</p> <p>第20節 文教対策計画</p>	<p>国基本計画に準じた修正</p> <p>国基本計画に準じた修正</p> <p>組織機構の改編による修正</p>
<p>186</p>	<p>197</p>	<p>32 / 37</p>	

<p>202</p>	<p>(略)</p> <p>第5項 文化財保護対策計画</p> <p>市（地域振興対策部）</p> <p>佐賀市内には、市指定が 122 件、県指定が 74 件、国指定が 33 件、国登録が 19 件の文化財が存在する。</p> <p>市指定の文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在の場所又は管理の方法の変更等の措置を命じ、又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には、必要な支援を行う。</p> <p>県及び国指定の文化財については、県文化課に被害状況を報告するとともに、県文化課の指示に従い所有者に対する必要な支援対策を実施する。</p> <p>佐賀市所在指定文化財一覧 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市指定文化財</th> <th>県指定文化財</th> <th>国指定文化財</th> <th>国登録文化財</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀</td> <td>73</td> <td>55</td> <td>24</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>諸富</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>大和</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>富士</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>三瀬</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>川副</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>東与賀</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>久保田</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>諸富・川副</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>122</td> <td>74</td> <td>33</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>第21節 (略)</p> <p>第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>第4項 電力施設</p> <p>九州電力送配電株式会社佐賀支店</p> <p>(略)</p> <p>1 対策組織の設置等</p>		市指定文化財	県指定文化財	国指定文化財	国登録文化財	佐賀	73	55	24	15	諸富	20	3	2	-	大和	16	13	4	4	富士	3	2	2	-	三瀬	2	-	-	-	川副	5	-	1	-	東与賀	1	-	-	-	久保田	2	1	-	-	諸富・川副	-	-	-	-	合計	122	74	33	19	<p>(略)</p> <p>第5項 文化財保護対策計画</p> <p>市（地域振興対策部）</p> <p>佐賀市内には、市指定が 123 件、県指定が 74 件、国指定が 33 件、国登録が 20 件、県登録が1 件の文化財が存在する。</p> <p>市指定の文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在の場所又は管理の方法の変更等の措置を命じ、又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には、必要な支援を行う。</p> <p>県及び国指定の文化財については、県文化課に被害状況を報告するとともに、県文化課の指示に従い所有者に対する必要な支援対策を実施する。</p> <p>佐賀市所在指定文化財一覧 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市指定文化財</th> <th>県指定文化財</th> <th>国指定文化財</th> <th>国登録文化財</th> <th>県登録文化財</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀</td> <td>74</td> <td>55</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>諸富</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>大和</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>富士</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>三瀬</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>川副</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>東与賀</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>久保田</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>諸富・川副</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>123</td> <td>74</td> <td>33</td> <td>20</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第21節 (略)</p> <p>第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>第4項 電力施設</p> <p>九州電力送配電株式会社佐賀支社</p> <p>(略)</p> <p>1 対策組織の設置等</p>		市指定文化財	県指定文化財	国指定文化財	国登録文化財	県登録文化財	佐賀	74	55	24	16	1	諸富	20	3	1	-	-	大和	16	13	4	4	-	富士	3	2	2	-	-	三瀬	2	-	-	-	-	川副	5	-	1	-	-	東与賀	1	-	-	-	-	久保田	2	1	-	-	-	諸富・川副	-	-	-	-	-	合計	123	74	33	20	1	<p>数値の修正</p> <p>事業所名の修正</p>
	市指定文化財	県指定文化財	国指定文化財	国登録文化財																																																																																																																								
佐賀	73	55	24	15																																																																																																																								
諸富	20	3	2	-																																																																																																																								
大和	16	13	4	4																																																																																																																								
富士	3	2	2	-																																																																																																																								
三瀬	2	-	-	-																																																																																																																								
川副	5	-	1	-																																																																																																																								
東与賀	1	-	-	-																																																																																																																								
久保田	2	1	-	-																																																																																																																								
諸富・川副	-	-	-	-																																																																																																																								
合計	122	74	33	19																																																																																																																								
	市指定文化財	県指定文化財	国指定文化財	国登録文化財	県登録文化財																																																																																																																							
佐賀	74	55	24	16	1																																																																																																																							
諸富	20	3	1	-	-																																																																																																																							
大和	16	13	4	4	-																																																																																																																							
富士	3	2	2	-	-																																																																																																																							
三瀬	2	-	-	-	-																																																																																																																							
川副	5	-	1	-	-																																																																																																																							
東与賀	1	-	-	-	-																																																																																																																							
久保田	2	1	-	-	-																																																																																																																							
諸富・川副	-	-	-	-	-																																																																																																																							
合計	123	74	33	20	1																																																																																																																							
<p>207</p>	<p>33 / 37</p>																																																																																																																											

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

<p>213</p> <p>214</p> <p>223</p>	<p>本店、支社及び<u>営業所</u>等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。</p> <p>災害対策が円滑、適切に行われるよう、市の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し協調を図る。</p> <p>(1) 災害に関する情報の提供及び収集</p> <p>(2) 災害応急対策及び災害復旧対策</p> <p>第23節 (略)</p> <p>第24節 福祉サービスの提供計画 (略)</p> <p>第1項 対象者の状況の把握</p> <p>市（保健福祉対策、<u>子育て支援</u>対策部、各支所対策部）</p> <p>(略)</p> <p>第4項 児童対策</p> <p>市（保健福祉対策部、<u>子育て支援</u>対策部、教育対策部）</p> <p>(略)</p> <p>第25節～第29節 (略)</p> <p>第30節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬 (略)</p> <p>第1項 搜索及び組織</p> <p>三池海上保安部、警察署、佐賀広域消防局、消防団 市（総務対策部、富士大和温泉病院対策部、各支所対策部）</p> <p>市及び消防機関は、国、自衛隊、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。</p>	<p>本店、支社及び<u>配電事業所</u>等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。</p> <p>災害対策が円滑、適切に行われるよう、市の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し協調を図る。</p> <p>(1) 災害に関する情報の提供及び収集</p> <p>(2) 災害応急対策及び災害復旧対策</p> <p>第23節 (略)</p> <p>第24節 福祉サービスの提供計画 (略)</p> <p>第1項 対象者の状況の把握</p> <p>市（保健福祉対策部、<u>こども未来</u>対策部、各支所対策部）</p> <p>(略)</p> <p>第4項 児童対策</p> <p>市（保健福祉対策部、<u>こども未来</u>対策部、教育対策部）</p> <p>(略)</p> <p>第25節～第29節 (略)</p> <p>第30節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬 (略)</p> <p>第1項 搜索及び組織</p> <p>三池海上保安部、警察署、佐賀広域消防局、消防団 市（総務対策部、富士大和温泉病院対策部、各支所対策部）</p> <p>市及び消防機関は、国、自衛隊、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。</p> <p><u>県警察、海上保安部、消防、県・市災害対策本部その他これに準ずる機関は、救助を要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提供を携</u></p>	<p>組織機構の改編による修正</p> <p>組織機構の改編による修正</p> <p>国基本計画に準じた修正</p>
----------------------------------	--	--	--

<p>226</p> <p>227</p>	<p>(略)</p> <p>第3 1 節 廃棄物の処理計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 項 一般廃棄物（し尿）の処理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>クリーンセンター天山、三神地区汚泥再生処理センター、市（環境対策部）</p> </div> <p>I 仮設トイレの調達、設置、撤去</p> <p>市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮する。</p> <p>また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>し尿処理施設の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区</th> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">所 在 地</th> <th style="width: 45%;">処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本諸富川東与</td> <td>庁富士副賀 佐賀市衛生センター</td> <td>佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地</td> <td>72 K L</td> </tr> <tr> <td>大久保</td> <td>和田 クリーンセンター天山</td> <td>小城市牛津町大字勝 861 番地</td> <td>180 K L</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>瀬 三神地区汚泥再生処理センター</td> <td>神崎市千代田町大字柳島 1290 番地</td> <td><u>184</u> K L</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3 2 節 (略)</p> <p>第3 3 節 保健衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 項 被災者等の健康管理</p>	地 区	名 称	所 在 地	処理能力	本諸富川東与	庁富士副賀 佐賀市衛生センター	佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地	72 K L	大久保	和田 クリーンセンター天山	小城市牛津町大字勝 861 番地	180 K L	三	瀬 三神地区汚泥再生処理センター	神崎市千代田町大字柳島 1290 番地	<u>184</u> K L	<p><u>帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 1 節 廃棄物の処理計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 項 一般廃棄物（し尿）の処理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>クリーンセンター天山、三神地区汚泥再生処理センター、市（環境対策部）</p> </div> <p>I 仮設トイレの調達、設置、撤去</p> <p>市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する<u>とともに簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>この際、「<u>快適トイレ</u>」認定を受けた洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮する。</p> <p>また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>し尿処理施設の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区</th> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">所 在 地</th> <th style="width: 45%;">処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本諸富川東与</td> <td>庁富士副賀 佐賀市衛生センター</td> <td>佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地</td> <td>72 K L</td> </tr> <tr> <td>大久保</td> <td>和田 クリーンセンター天山</td> <td>小城市牛津町大字勝 861 番地</td> <td>180 K L</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>瀬 三神地区汚泥再生処理センター</td> <td>神崎市千代田町大字柳島 1290 番地</td> <td><u>139</u> K L</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3 2 節 (略)</p> <p>第3 3 節 保健衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 項 被災者等の健康管理</p>	地 区	名 称	所 在 地	処理能力	本諸富川東与	庁富士副賀 佐賀市衛生センター	佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地	72 K L	大久保	和田 クリーンセンター天山	小城市牛津町大字勝 861 番地	180 K L	三	瀬 三神地区汚泥再生処理センター	神崎市千代田町大字柳島 1290 番地	<u>139</u> K L	<p>国基本計画に準じた修正</p> <p>数値の修正</p>
地 区	名 称	所 在 地	処理能力																																
本諸富川東与	庁富士副賀 佐賀市衛生センター	佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地	72 K L																																
大久保	和田 クリーンセンター天山	小城市牛津町大字勝 861 番地	180 K L																																
三	瀬 三神地区汚泥再生処理センター	神崎市千代田町大字柳島 1290 番地	<u>184</u> K L																																
地 区	名 称	所 在 地	処理能力																																
本諸富川東与	庁富士副賀 佐賀市衛生センター	佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地	72 K L																																
大久保	和田 クリーンセンター天山	小城市牛津町大字勝 861 番地	180 K L																																
三	瀬 三神地区汚泥再生処理センター	神崎市千代田町大字柳島 1290 番地	<u>139</u> K L																																

	<p>市（保健福祉対策部） （略）</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 （略）</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 （略）</p> <p>第2項 迅速な現状復旧</p> <p>県、県警察、関係施設の管理者 市（総務対策部、経済対策部、農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、保健福祉対策部、教育対策部、上下水道事業対策部、富士大和温泉病院対策部 ほか）</p> <p>県及び市が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>Ⅰ 復旧事業の対象施設 （1）公共土木施設 （河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園）</p> <p>（略）</p> <p>第2節 被災者の生活再建等への支援 （略）</p> <p>第8項 生活資金の確保</p> <p>市社会福祉協議会、市（保健福祉対策部、子育て支援対策部） （略）</p> <p>第11項 児童福祉施設入所者に対する徴収金の減免及び延納</p> <p>市（子育て支援部）</p>	<p>市（保健福祉対策部、<u>こども未来対策部</u>） （略）</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 （略）</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 （略）</p> <p>第2項 迅速な現状復旧</p> <p>県、県警察、関係施設の管理者 市（総務対策部、経済対策部、農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、保健福祉対策部、教育対策部、上下水道事業対策部、富士大和温泉病院対策部 ほか）</p> <p>県及び市が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。</p> <p><u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>Ⅰ 復旧事業の対象施設 （1）公共土木施設 （河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、<u>水道</u>、下水道、公園）</p> <p>（略）</p> <p>第2節 被災者の生活再建等への支援 （略）</p> <p>第8項 生活資金の確保</p> <p>市社会福祉協議会、市（保健福祉対策部、<u>こども未来</u>対策部） （略）</p> <p>第11項 児童福祉施設入所者に対する徴収金の減免及び延納</p> <p>市（<u>こども未来対策部</u>）</p>	<p>組織機構の改編による修正</p> <p>国基本計画に準じた修正</p> <p>脱字の追加</p> <p>組織機構の改編による修正</p> <p>組織機構の改編による修正</p>
249			
250			
256			
257			

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

	(略)	(略)	
--	-----	-----	--